

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敦 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次> p.1 甲南大パワハラ問題解決	p.2-3 龍谷大学で待遇の改善
p.2 第5回組合総会開催される	p.3 大阪産業大学で賃金未払い分支払い

甲南大学パワハラ問題が解決！

すでに昨年の「非常勤の声」でもお知らせしていましたが、甲南大学で6年前から専任教員Bによって複数の非常勤講師へパワーハラスメントが行われていました。被害者の一人である組合員Aさんの訴えにもとづいて、組合が大学側に調査と適正な処分を要求し、2007年2月の団体交渉で、大学側は調査委員会による調査を約束していました。その最終報告が、2008年3月に組合とAさんに対して行われました。

大学は、非常勤講師Aさんの申し立てをすべて事実として認め、Aさんに謝罪するとともに、この専任教員を懲戒処分しました。また、一連のパワハラ被害者であり、今回の調査に協力してくれた元非常勤講師の人たちに対しても、文書で報告と謝罪を行いました。

また、再発防止策として、以下の3点を確認しました。

1. 非常勤講師との話し合いの席には可能な限り第三者に同席してもらうこと。
2. 「減ゴマ・雇い止め」もしくは「減ゴマ・

雇い止めを連想させる表現」(たとえば「いっしょに仕事ができない」とかいった表現)を不用意に用いないこと。

3. 減ゴマ・雇い止めを非常勤講師にお願いしなければならない事態にいたった場合には、教授会に諮り、非常勤講師にその理由を十分に伝えた上で了解を求め、処理を進めること。

またAさんに文書で謝罪するよう専任教員Bに指導することも約束しました。

専任教員が恣意的な基準で非常勤講師の担当コマ数を増やしたり減らしたりすることから生じる減ゴマ・雇い止めのトラブルが絶えません。またそうでなくても、非常勤講師は1年契約だから、好きなように減ゴマしてもかまわないと勘違いしている専任教員もいるようです。大学は、大学教育が非常勤講師によって成り立っていること、非常勤講師にも生活権があることに考慮し、複数年以上契約を更新していれば、非常勤講師といえども、好き勝手に減ゴマしたり雇い止めにしたりすることはできないことを、専任教員にきちんと教育する責任があります。(文責・内藤)